

SuperStream ソフトウェアサポート約款

第1条 (目的)

乙は甲に対して、スーパーストリーム株式会社（以下「スーパーストリーム」という）が著作権を有するパッケージソフトウェア「SuperStream」のソフトウェア使用許諾約款（以下「原契約」という）に基づき、明細表記載の「SuperStream」およびそれに伴うマニュアル（以下「本件ソフトウェア」という）の保守業務を提供します。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、要綱記載のとおりとします。ただし期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引続き同一条件をもって1年間自動延長されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (保守業務)

1. 本契約における乙が甲に対し行う保守業務は、次のとおりとします。
 - (1) 本件ソフトウェアを記録した媒体あるいはマニュアル等の印刷物に落丁などの欠陥があった場合の修補、補足または交換
 - (2) 本件ソフトウェアの使用に関し、甲から電話、FAXまたはメールによる質問に対する回答及びその運用に関する指導
 - (3) 本件ソフトウェアの使用に関する情報（リリースノート等）の提供
 - (4) 本件ソフトウェアが所定の使用環境下で、スーパーストリームから提供されるその対象となるマニュアル記載の仕様のとおり稼働しない等の問題が生じた場合、その原因調査及び解決方法等の助言
 - (5) 前号の原因調査の結果、その原因が本件ソフトウェアのプログラムの瑕疵による場合、その修補業務
 - (6) 本件ソフトウェアの最新バージョンの提供（但し、最新バージョンの提供には、別途費用を要する場合があります）
 - (7) 新シリーズの製品の提供（但し、使用している製品と同一機能を有する製品の提供とし、この場合は、新シリーズ発売の都度、別途スーパーストリームの定める切替費用及びマニュアルの実費を必要とします）
2. 甲が、乙の事前の承諾を得ることなく本件ソフトウェアに独自の変更を加えた場合に、変更後の本件ソフトウェアに機能障害およびプログラム上の瑕疵が発生し、マニュアル記載の仕様のとおり正しく稼働しないことがあっても、乙は本契約の保守業務に関する責を負わないものとします。
3. 本条第1項の業務をオンサイトにて実施する場合、甲は、原則として本契約の取引金額とは別に乙が規定する料金を支払うものとします。
4. 甲が本件ソフトウェアの使用に伴い使用する他社製品の保守業務は、本契約の対象外とします。
5. 保守業務の作業時間は平日（土、日、祝祭日、年末年始その他乙の定める休業日は除く）10:00 から 12:00 及び 13:00 から 17:00 までの間とします。

第4条 (保守料)

甲は要綱記載の支払方法によって、乙に対して本契約の取引金額を支払うものとします。ただし、第2条の規定により本契約期間の自動延長がされる場合の新たな取引金額については、自動延長される時点で有効な、「SuperStream製品価格一覧」に定めるとおりとします。

第5条 (賠償責任)

乙は、甲が本件ソフトウェアを使用するにあたり、甲または第三者が被ったいかなる損害についてもその責を負わないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失に基づく損害については、乙は通常生ずべき、かつ直接的な損害に限り、乙が、甲より本契約に基づき既に受領している金額または契約金額の1年分のいずれか低い金額を限度として損害賠償の責を負うものとします。

第6条 (雑則)

本契約に規定のない事項については原契約に従うものとします。

以上